

第7回北区基本構想審議会 部会3「創出」 議事録

日 時：令和4年11月4日（金）午後2時00分～午後3時45分

場 所：北区役所第二委員会室

出席者 高橋儀平部会長 村上公哉副部会長
大島実委員 下山豊委員 戸枝大幸委員
新留美哉子委員 丸山吉栄委員

1 開 会

2 基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

・防災・防犯

基本目標3 安全で安心して暮らせるまちづくり

・環境共生・環境保全・資源循環

基本目標3 持続可能な環境共創都市の実現

3 その他

4 閉 会

議事要旨

○事務局

本日もお忙しい中、お集まりをいただき、誠にありがとうございます。

では、時間になりましたので、ただいまから第7回部会3「創出」部会を開催させていただきます。よろしく願いいたします。まず本日の分野を所管する区側の理事者を紹介させていただければと思います。

出席者紹介

欠席委員でございますが、本日、3名の委員から欠席のご連絡をいただいております。それでは、部会長、進行のほどよろしく願いいたします。

○部会長

皆さん、こんにちは。

本日もお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

今回は、創出分野の全体に関わる、共通している理念になります。今日も皆様方から活発なご意見いただければと思います。進め方としましては、これまでと同様、資料について説明をいただき、その後、皆様方からお一人ずつご発言をいただければと思います。発言につきましては、感想、あるいはご意見、それからご質問、様々かと思いますが、遠慮なくおっしゃっていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、今日も早速、「安全・安心に暮らせるまちづくり」ということで、防災・防犯の資料の説明を事務局からお願いしたいと思います。

○事務局

それでは、防災・防犯の施策について資料をご覧くださいませでしょうか。

1ページの防災・防犯の政策名ですが、「安全で安心に暮らせるまちづくり」です。こちらの政策の方向性については、「基本構想中間まとめ」の9ページご覧いただければと思います。防災・防犯の箇条書の二つの文章を、転記させていただいているところです。

この政策を達成するための手段として、その下に(1)から(3)の施策を配置し、またさらに、その施策を達成するための手段として、施策の方向を配置しています。

前回の部会同様、次のページ以降の(1)から(3)の施策について、説明後、皆様方からのご意見やご感想をいただきたいと考えております。

2ページの(1)「災害に強い強靱なまちづくりに向けた対策の推進」です。めざす姿に対して現状と課題でございますが、箇条書きの上から一つ目には、地震など震災に起因する火災延焼リスクに備え、木造住宅密集地域や消防活動困難区域の解消、延焼遮断帯の形成に資する道路・公園等の整備を進めていることや通行障害等が生じないように、緊急救命活動や復旧・復興に重要な役割を果たす緊急輸送道路沿道の耐震化や建築物の耐震化に向けた建て替え等の支援について挙げております。

上から二つ目の箇条書きでは、気候変動による降水量等の増加や首都直下地震発生のリスクに備え、土砂災害に備える必要があることなどを挙げさせていただいております。

こちらの施策の方向として、右の①の「都市の防災機能の強化」をご覧いただきたいと思います。箇条書きの一つ目には、現状と課題にもございました延焼遮断帯の形成、建築物の耐震化・不燃化等の推進、箇条書きの二つ目には、土砂災害に関わる避難所、避難経路などの周知、危険性のある崖、擁壁の所有者等に安全性向上に向けた意識啓発や安全対策への取組みを支援することとさせていただいております。

また先日、部会で高台への避難ルートの確保について、ご意見をいただきましたが、現状と課題の一番下の箇条書きで、低地部から高台への避難ルートの確保について記載させていただいております。施策の方向の②で治水対策についても触れさせていただいております。

次に3ページの施策の(2)「人命の確保と重要な機能を維持するための備え」をご覧いただきたいと思います。左上のめざす姿については、審議会の各部会において決定いただきました。

現状と課題の箇条書きの一つ目です。地球規模の気候変動などにより、各地で豪雨や強風などの自然災害が激甚化・頻発化している中で、地域住民による自助・共助の取組みが重要となりますが、自主防災組織の高齢化等により、地域の防災・減災を担う人材が減少していることを挙げております。

箇条書きの上から二つ目では、自力での避難が困難な避難行動要支援者を確実に避難させるための体制の構築などについて挙げています。

こちらの施策の方向として、右の①の「自らの身を守り、地域で助け合う行動のための取組み」をご覧ください。防災訓練の実施やマイタイムラインの普及など、災害時に地域に即した避難行動を円滑にするための取組みを進めるとともに、北区避難行動要支援者名簿の手引きなどの活用により、自力での避難が困難な人を地域で助け合える地域防災力を高める取組みを支援しますとしております。また、②の「災害対応力向上のための体制整備」では、情報発信や避難所、帰宅困難者対策などについて触れております。

続いて、4ページの(3)「だれもが安全で安心して暮らすことができるまちづくり」をご覧ください。左上のめざす姿に対して、現状と課題でございますが、箇条書きの下から二つ目、ご覧いただければと思います。こちらには区内の一部繁華街では、悪質な客引き行為等が散見され、通行の妨げや案内店での料金トラブルなど、区民や来街者の安全で安心な生活への影響が懸念されていること、箇条書きの一番下では、電子商取引の拡大やSNSの普及などにより、有料サイトに関する不当請求などの契約トラブルといった消費者問題が多様化・複雑化する中で、消費者被害防止のための取組みの充実が求められていることを挙げております。

こちらの施策の方向として、右側の②の「犯罪を未然に防ぐ取組みの充実」の箇条書きの二つ目です。今年の6月に制定をいたしました「東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」に基づき、客引き行為、勧誘行為、客待ちを規制対象とし、また赤羽地区客引き行為等防止特定地区を指定し、重点的な防止活動について取り組んでいます。また、箇条書きの三つ目です。消費生活センターを中心に、主体的かつ合理的な消費行動を促すためのエシカル消費などの消費者教育や契約トラブル、多重債務などの消費生活相談体制の充実を図ることとしております。

施策の方向の①の「防犯意識の向上」では、防犯に関する情報の発信や防災講話や子ども

も防犯教室などによる防災意識の醸成について触れさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、防災・防犯の施策について、説明させていただきました。よろしく申し上げます。

○部会長

ありがとうございました。

それでは、お一人ずつ簡単に結構ですので、ご感想あるいはご意見、質問等ございましたらお願いしたいと思います。

○委員

今、ご説明をいただきました最後の赤羽地区の話は、先日の新聞報道でもかなり大きく取り上げられていて、これは喫緊の課題で6月に条例制定しましたが、しっかりと対応しなければならない問題だと思っております。

2ページのところで崖線の話が出ております。北区は低地と高台があって、その間に崖線があり、崖が崩れたなどの大きな事故は、近年においては、それほど私たちの耳には届いておりませんが、この崖線の危険度というものは身近に迫ってきていると思います。この危険性のある擁壁の所有者等に意識啓発で安全対策を進めるということですが、現実問題として擁壁の所有者、そしてまた、その近隣に住んでいる方たちの状況を見ると、高齢で、また資金的に自力でなかなか崖線の擁壁の改修もできないというのが、何件かあると聞こえてまいります。そういう意味では、区のレベルではなく、国なり都なりに、危ない擁壁の所有者の持っている土地をまとめて買い取っていただくようなことをしていかないと、擁壁の所有者に意識啓発で「危険ですから」ということを発信しても、なかなか解決しないのではないかと、そういう懸念を持っています。

○委員

私は、1ページの政策の方向性で、上から2番目の「地域と一体となった災害から身を守る」のところで、多分昼間、大きい災害が発生したときに地域には、ほとんど高齢者、あと子ども、女性の方しか残っていませんので、地域を災害から守るとなると、地元の中学生、もしくは小学校の高学年の生徒さんに、地域を守るためのお手伝いをしてもらえないのかなと考えています。できれば「地域と地元の中学生と一体となった」という文言を入れていただければありがたいなと思っております。

2ページのほうですが、ここでもし荒川、隅田川の水害が発生した場合、どうしても高齢の方は避難が遅れてきますので、よく北区の防災・危機管理課でも言っていますが、垂直避難をしてくれと言っても高齢者の方は、なかなか垂直避難もできないだろうし、また地域にマンションが建っていますけど、マンションと地域との話合いもできていませんから、いきなりマンションに避難するわけにもいかないの、もしできましたら北区としても水害避難タワー塔みたいなのを何か所か造っていただければいいのかなと思っております。高齢者で足の具合の悪い方は階段を上るのではなく、スロープで上がれるようにしていただけるような、そういう水害避難タワーみたいなものが一番必要かなと思っております。

あともう一つは、北区は環七と北本といった大きい幹線が通っていますが、もしそこが

大渋滞したときに我々住民はどうやって避難したらいいのか。その大渋滞の中を避難していくのか、停電になったりしたとき、暗い細い道路を避難していくのか、いろいろあると思いますが、もしそういう大災害が起きて、大動脈が大渋滞になったときに北区としての対策が取られているのかを、聞かせていただければありがたいと思います。

もう一つ、私たちの地域で、水害、大水害が発生して、防災拠点になっている地域振興室がもう使えないような、万が一のとき、どこに拠点を持っていったらいいかというの、分かればありがたいなと思っています。

○委員

私からは1点だけ、全般的によくまとまっているなと思っています。

言葉の使い方ですが、2ページのところで、例えば、②で連携・協働による治水対策と書かれていますが、北区ですと地域防災計画で風水害という言い方をしています。治水対策という言葉がよろしいのか風水害と言葉をそろえていただいたほうがよろしいのか、その辺りを検討していただきたいなと思っています。計画上、風水害になっていて、そちらにそろえるほうがしっくりするような印象は持っているのですが。治水対策、特に流域治水という言葉が使われているので、整合性を図っていただけると分かりやすいのかなと思っています。

○委員

まず、2ページ目の都市の防災機能の強化というところで、これも言葉の使い方ですが、「建築物の耐震化・不燃化等のさらなる推進」となっていますが、「推進」ではなく、促すということで「促進」のほうがいいのではないかという気がいたします。

それと3ページ目の2番、災害対応力向上のための体制整備ということで、「安心した避難生活のため」とあり、その後で「災害用備蓄物資の管理・供給」となっていますが、ここで数日間、あるいは場合によっては数週間暮らす可能性があるということで、その人たちの国籍も様々で、年齢構成、家族構成、ジェンダー、あと疾病等、いろいろな特性のある人もいますので、その住環境の整備ということも一言触れておいたほうがいいのではないのかなという気がしました。

それと4ページの2番、犯罪を未然に防ぐ取組みの充実ということで、「防犯パトロール活動などの取組みへの支援を通じて」と書いてありますが、防犯パトロールということは、結局、地域ということですので、その活動などの後に、地域一体となった取組みという、そういった言葉もあってもいいのかなという気がしました。

○委員

タイトルからも、全体的に推進ですとか、強化ですとか、全体として、現状からさらに進めていくという内容なのではないかと拝見いたしました。

全体的な文章の中で、2ページの右側、①都市の防災機能の強化の二つ目の箇条書きの中に「周知を図る」とございまして、3ページ目の現状と課題の一つ目の箇条書きに「地域住民による自助・共助の取組み」、二つ目には「体制の構築」、そして右のページの①自らの身を守りというところの下に「地域に即した避難行動」とありますので、地域一体

となって、さらには行政からの支援もありながら進めていくということなのかなと思うのですが、個人的にも、よくニュースを拝見しているのですけれども、こういった情報が紙ベースでしかこなかったり、LINEでしょうか、そういうものでしかこなかったりします。区としてさらに進めるために、プロジェクトではありませんが、全体に周知の上、実際の行動に移せる何かを、これから企画していくおつもりなのかなどうか、少し気になりました。

○副部長

全体的にバランスよくまとまっているかと思います。

ですので、少し細かい点ですが、まず2ページ目のめざす姿の1行目「交通やインフラの遮断に備え」という部分で、このインフラの遮断は交通とか道路というだけなのか、それとも電気、ガス、あと水道とか、そういったものが含まれているようでしたら、その辺に関する都市機能の回復、維持をどうするのかという部分が、施策の方向のところ少し見えないのかなと感じました。

あとは、現状と課題の箇条書き1つ目の3行目で、「建築物の倒壊などにより、通行障害等が生じないように」とあるのですが、その前に倒壊によって人の命を失う可能性がありますので、人命に対する記述があってもいいのかなと思いました。

次に3ページ目ですが、施策の(2)で人命の確保と重要な機能を維持するということで、人命確保に関しては、施策の方向でも避難所のお話とかが見受けられたのですが、この重要な機能の維持の、この「重要な機能」という部分が施策の方向②の箇条書き二つ目のところで、「区の業務を継続するための体制」というのがありますが、重要な機能というのは、区の業務の継続だけなのか、それとも違うものが含まれているのであれば、言葉を加えていただければと思いました。

あとは現状と課題では、もう少し外国人の方、来訪者の方々に対する取組みのようなところも、施策の方向の中で含まれていると、よりよいのかなと思いました。

次に4ページ目、防犯の部分で現状と課題では、子どもの見守り、高齢な単身世帯の方々への配慮というものが言葉としては出ているのですが、施策の方向のところ、その辺をもう少し言葉として強調できるとよいのかと感じました。

○部長

ありがとうございました。

私も、全体としてよく整理されていると思います。今、皆さん方から表現とか、具体的な部分への質問がありました。私は、質問になってしまうのですが、3ページの施策の方向、②のところの「災害の種類に応じた避難先の確保」、明確に現状では分けていないといけないと思うのですが、具体的にどうなっているのかどうか、その分け方がどこまで可能なのかどうかというのが少し気にはなりました。方向として書くからには、その見通しみたいところですね。

それからもう一つは、4ページ目の②の犯罪を未然に防ぐ取組みの充実のところの箇条書き二つ目、例えば「客引き行為等を防止し」など、いろいろ書かれています。現状の課題としては先ほど条例の話もありました。そのとおりだと思いますが、これから先に行く記述、20年後に向けた目標を前面に出してもいいのかなという感じがしています。も

ちろんここは、今後の議論ですが、かなり日常生活の細かな部分に入るところなので具体的なものが記述されると思います。現状と課題で丁寧に書き込めば、もう少し包括的な表現でもいいのかなという感じがして、今の表現は、かなり具体化過ぎるのではないかというような気がします。

皆さん、ありがとうございました。事務局から回答できる範囲でご意見いただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局

ご意見いただきましてありがとうございます。

まず、擁壁に関わる国や都での土地の買取りの話と、大災害が起こったときの避難対策のこと、道路が渋滞してしまった場合のことについてのご指摘に対しては、所管課からお答えをいただければと思っています。そのほかについて私からお答えできるところ、お答えさせていただきます。

まず、治水対策の表現で、風水害という言葉は今まで使ってきたというところがございますので、そこは揃えたほうが良いというご意見です。もう一度精査させていただければと思います。

また、2ページの①番の「推進」は「促進」ではないかというご指摘、あとは表現についてということで、4ページの防犯パトロールについても地域一体となったといった表現を加えたほうが良いのではないかと、その辺を含めたところで3ページについてもご指摘をいただきましたので、こちらについても検討させていただければと思います。

また、推進・強化といった、現状より進めていくような表現を使っているということについては、お褒めいただいたのかと思っております。また、情報の発信について、ご指摘をいただきました。こちらは3ページの②番の一つ目の箇条書きの「適時適切な情報発信」といったところで書かせていただいているところですが、先ほどLINEについてもご意見をいただきました。今、防災気象状況の配信登録としてメルマガなどもやらせていただき、約3万人の方がご登録をいただいています。実際には北区の人口は35万人といったところで、なかなか3万人では少ないというところもあるのですが、ほかにも「Yahoo!くらし」で北区を地域登録されている方は9万4,000人いらっしゃるということです。こういったところでも情報発信は北区としてさせていただいていますので、また、都度、新しい情報媒体を取り入れていくのかといったところです。

次に、2ページ目のめざす姿のところですが、交通やインフラの遮断に備えてといったところで、ここに電気や水道が入るのかといったご指摘をいただいています。入る想定でおりますので、施策の方向のどこに含められるのかといったところも検討させていただければと思っております。また、3ページの機能の話、4ページの単身高齢者への配慮、子どもの見守りに関する具体的な内容を入れたほうが良いのではないかとご指摘もいただきましたので、検討させていただければと思います。

最後に、3ページの②番の一つ目の箇条書きの災害の種類に応じた避難先の確保については、荒川が氾濫した場合、高台の水害対応ということで区内22か所を避難先とさせていただいている一方、石神井川氾濫・土砂災害になりますと、小中で12か所といったところで、種類に応じた避難先というのを確保させていただいております。また、20年後

ということで客引きのところでお話をいただきましたが、基本構想は20年間の2040年頃までの将来像で、今回、皆さんにご議論いただいている基本計画の施策のあり方については、10年計画に定めるものであり、現状、5年ごとのスパンで更新するものですので、直近の事柄についても基本計画に含めているというところで、ご理解をいただければと思います。

○部会長

5年の範囲のものも、ここに入ってくると。

○事務局

そのようにご理解をいただければと思っております。

続いて、所管課長より、先ほどの崖線のお話からお答えをさせていただきます。

○事務局

ご質問に回答する前に、北区の概要について、まずお話させていただきます。

23区の中でも北区は非常に崖地が多いところで、京浜東北線沿い辺りを境に東と西に分かれて武蔵野台地の東端になっているところでございます。ここで現状と課題にも出てきました土砂災害警戒区域としまして95か所、都は指定しているわけですが、それと同時に北区も調査を過去に行っておりまして、平成29年からですが、2メートル以上の崖を約1,800か所調査し、危ない崖をランクづけしまして、危険度ランクの高いものについて対応をしているところでございます。

今回、ご発言いただきました、北区特有の崖、崖線沿いで段々になっているような、個人の高齢者ではなかなか対応が、その敷地だけでは難しいという話も踏まえていらっしゃるのかと思います。

今、建築課では個別の敷地に対し、擁壁についてのアドバイザー派遣や助成をしておりますが、委員のおっしゃるような高齢者の方が実際に対応するとなるとなかなか厳しいところがあるというお話です。これは面的整備の話となりますが、まとまった敷地に対する対策が必要ということになります。今まで北区では急傾斜地法で5か所、法面の整備をしております。これは自然崖に対してだけでして、人工崖については、工事対象となっております。現在、人工崖対策工事についても東京都と国に要望をしているところでございます。これまで所有者の方が土地、崖についても維持管理していかなければならない義務があるため、指導及び助成のアピールをしてきたところでございますが、並行して、都や国に人工崖について、崖地に住宅が連なっている北区の、特別区の都市部特有の土地利用状況について踏まえてもらい、今後、引き続き要望していくスタンスでございます。

○事務局

私からは、移動についての考え方を少しご説明させていただきます。

その前に災害の種類の避難所としましては、地震のときに近くの学校、そういったところには原則、歩いて行っていただきたいと思っております。水害については、先ほど話がありましたとおり、荒川が氾濫したときの避難所、それから石神井川等が氾濫した際の高台

への移動につきましては、車ではやはり渋滞等の危険もございますので、できる限り必要な方、徒歩での移動が難しい方のために元気な方々には、車での移動はご遠慮いただきたいと考えています。また今、大規模水害時の避難行動支援計画についてパブリックコメントを実施しているところですが、そちらでは、自力で避難が難しい方々の移動支援につきまして、タクシー事業者等々の協定を踏まえて、仕組みを構築していくための検討を行っているところです。

○部会長

ありがとうございました。

先ほど避難タワーの話がありましたが、先ほどの22か所の中に含まれていると。あるいはそのような施設、避難ビルの的なものを新たに作るという動きはないのでしょうか。

○事務局

今現在の北区の基本的な避難の考え方としましては、第一が区外の高台、なるべく遠くへの避難をお願いしています。次の段階としまして、区内の高台への避難、その次に、命の危険があるときに垂直避難等の低地での避難をお願いしています。ただ、荒川の大規模水害の想定としましては、5メートル以上の浸水、そしてそうしたことが2週間以上続いてしまうという中で、低地にとどまってしまうと、その後の安全の確保は難しいということで、基本的な考えとしては高台、さらに余裕がある方については、より遠く区外に避難をしていただくことを基本としているところです。

○部会長

ありがとうございました。皆様、いかがでしょうか。

○委員

もう1点、お聞きしたいのですが、水害にあう町に住んでいる我々も含めて、全世帯が100%避難するとは思いませんが、もしそうなった場合、高台のほうにおいて、そういう避難する人たちに対する準備、どのくらいの人数だったら避難所の場所として提供できますというのが、分かったら教えていただきたいのですが。

○事務局

今、北区で低地にお住まいの方は約20万人程度いらっしゃいます。そのうち北区で先ほどご説明した高台の避難場所のキャパシティとしては、おおむね5万人という中で、15万人の不足というところですが、その中の方々もできるだけ多くの方に、先ほどご説明しました、おじいちゃん、おばあちゃんのところに行く、娘さんのところに避難していただくなど、遠方避難を積極的に推進していきながら、高台の避難場所については足りない部分がございますので、一箇所でも多く確保できるように検討してまいりたいと考えているところです。

○委員

子どもの見守り、安全の件でお聞きしたいのですが。昔、北区で「ひと声運動」というのをやっていたと思います。最近、やらなくなったのも理由があって、多分、やたらに子どもに声をかけていると、すぐ親が警察に連絡してしまい、それであまり勧めていなと思うのですが、やっぱり声をかけることは、子どもたちの安心・安全につながるので、その点をもう少し、うまくもっと進めていただいて、それで載せていただければと思うのですが。

○事務局

ひと声運動を北区の施策として何年前までやられたかというところ、わかりかねる部分があるのですが、青少年地区委員会であいさつ運動というのを今でもやっていると認識をしています。それぞれの青少年地区委員会の中で、強化月間として11月の辺の期間であいさつ運動をやらせていただいている、今も生涯学習・学校地域連携課が事務局となって、推進しています。青少年地区委員会に委託をさせていただき、区と協働して事業は実施しています。

○部会長

ありがとうございました。

4ページの②のところの最初の1行目のところに「体感治安」というのがあります。私も領域が違うのであまりふだん使われていない、聞きなれない言葉ですが、どちらかというところ対策としてソフト面の対策のような感じもします。この環境づくりの視点というようなものは、この施策(3)のところでは書き込めないのでしょうか。設備ということだけではなく、むしろまちづくりに近いような部分もあると思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

今、4ページの②の犯罪を未然に防ぐ取組みの充実について、まずは体感治安についてご指摘をいただいたところですが、体感治安についてはご指摘のとおり、警察でよく使われている言葉ということで、なかなか一般的な言葉ではないかといったところで括弧書きをさせていただいたところですが、ハード面については、その下の防犯設備の整備については、防犯カメラや防犯灯、あとソフト面については防犯パトロールの活動、パトロールの実施にあたり、グッズを区から支給させていただいて地域の方による見守りを実施させていただいていますので、全体的にハード面、ソフト面について、こちらの文章で表しています。

○部会長

道づくりやまちなみの形成の在り方だとか、こういうところにも、死角をつくらないことが大事になってくる部分もあると思います。先ほど出てきたような、塀に値する生け垣などに関係してくるのですが、そこを幅広く含むのかなということで環境という言葉を使わせていただきました。

○事務局

ありがとうございます。

まちづくりの中で、いわゆるまちなみの形成ですとか、死角をつくらないことについてご質問をいただきました。例としては足立区が実施していた「割れている窓がないようにしましょう」みたいな事業も、まちなみ形成の一環だと思います。北区で、割れ窓のような事業や施策は展開しておりませんが、景観形成の中では当然のことながら、見通しがよくなるであるとか、死角をつくらないであるとか、環境にも配慮したまちづくりは行っています。

○部会長

ありがとうございました。

それでは、次の説明を、事務局からお願いします。5ページから9ページになります。よろしく願いいたします。

○事務局

環境共生・環境保全・資源循環の施策について、説明をさせていただきます。

こちらの政策名ですが、「持続可能な自然環境共創都市の実現」でございます。こちらの政策の方向性についても、「基本構想中間まとめ」から環境共生・環境保全・資源循環の箇条書二つの文章を転記させていただいているところです。

6ページ(1)の「脱炭素社会の推進」です。めざす姿に対しての現状と課題の一つ目ですが、令和3年度に表明いたしました「北区ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、区民、地域、事業者と一体となって脱炭素社会の実現のための取組みを進める必要があること、二つ目は、区内の温室効果ガス排出量について、令和12年までに平成25年度比で50%削減することを目標としていますが、令和元年度時点で約8.6%の削減にとどまっていること、三つ目は、地球温暖化対策として温室効果ガス排出を削減する「緩和策」を行うとともに、気候変動による影響に備える「適応策」を進める必要があることを挙げさせていただいております。

こちらの施策の方向として、①「気候変動に適応し、脱炭素を実現するまちづくり」の箇条書きの一つ目では、区民や事業者による省エネ機器の導入など、省エネルギー対策や太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用を促進するための取組みを行うこととしております。二つ目では、箇条書きの一つ目にもある省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用促進などの温室効果ガス排出を削減する「緩和策」とあわせて、洪水、土砂災害などの自然災害、熱中症、感染症などによる健康被害など、気候変動がもたらす影響被害を可能な限り回避、軽減する「適応策」に取り組みますとしております。

施策の方向の②「環境に配慮した行動の促進」では、イベント、講座、助成制度などによる環境に配慮した行動に対する支援、中小企業が「エコアクション21」などの環境マネジメントシステムを取得するための支援を行うことなどについて、触れさせていただいております。また③では、今年度中に策定を予定しております「(仮称)北区役所ゼロカーボン実行計画」の内容などを記載しております。

続きまして、7ページの施策の(2)「持続可能な資源循環型社会の推進」です。

めざす姿に対しての、現状と課題の箇条書きの三つ目では、プラスチック資源循環法施行の機を捉え、プラスチックの資源化を進めています。排出されるごみの中には資源として利用できるものも混入されているため、引き続き分別の徹底の周知や啓発が必要であること、箇条書きの四つ目では、ごみ集積所や資源回収ステーションの維持管理の担い手の確保が難しくなっていることを挙げております。

こちらの施策の方向として、②「資源の有効利用の推進」の箇条書きの一つ目では、今年10月から滝野川地区で可燃ごみとして収集していたプラスチックを資源としてリサイクルできるよう分別回収をスタートしており、ごみの分け方や出し方について、必要な情報を分かりやすく区民や事業者へ提供し、分別排出の徹底を図ること、箇条書きの二つ目では、町会、自治会、マンションの管理組合、PTAなどが任意の団体や家庭から出る古紙などを集め、自ら契約した資源回収業者に引き渡す自主的な集団回収活動への支援等を通じて、誰もが参加しやすい資源循環の輪をつなげていくこととさせていただいております。

また、施策の①「ごみの減量化の推進」では、区民、事業者の主体的なごみの発生抑制への取り組みや、フードドライブ等の取り組みを推進すること。また施策の方向③「ごみの適正処理の推進」では、廃棄物の適正処理に向けて啓発、指導や、災害廃棄物処理体制について触れております。

続いて、8ページの施策(3)「自然を守り育てるまちの形成」です。

めざす姿に対しての、現状と課題、箇条書きの下から二つ目では、将来の担い手となる子どもたちが環境について考え、行動することで保護者や地域への波及効果も期待できることから、幼少期からの環境教育を充実することが重要であることなどを挙げさせていただいております。箇条書きの一番下では、ボランティアによるまちの花壇管理等といった協働による地域の緑づくりを促進しているものの、会員の高齢化などにより活動が困難になってきている団体があることなどを挙げております。

こちらの施策の方向として、③「自然とのふれあいを広げる仕組みづくり」の箇条書きの一つ目では、環境意識の向上を目的とした、環境を基礎から学ぶことができる「北区環境大学」や、座学や工作などを通して環境の理解を深める「省エネ道場」などの環境学習機会の拡充に取り組むこと、また「環境リーダー養成講座」などにより、地域活躍する環境活動、環境教育の担い手育成などとさせていただいております。

箇条書きの二つ目では、北区みどりの条例に基づき、区長から委嘱を受けた緑化に深い関心がある「北区みどりの協力員」などの区民や事業者、地域団体等、様々な主体による自主的な緑化、環境啓発活動を一層促進し、地域における緑に関する活動の拡大を図るとしております。

また、施策の方向①「自然環境の保全」では、民間の樹木、樹林など維持管理助成について、施策の方向②「自然環境の創出」では、公園や緑地等の整備や、緑化への取り組みなどを通じて、公共の場所における緑の確保などについて触れております。

次に、9ページの施策(4)「快適な生活環境の確保」です。めざす姿に対しての、現状と課題で、箇条書きの上から三つ目では、清潔で快適なまちを維持するためには、区民一人一人の地域美化に関する意識の向上が必要であること、箇条書きの一番下では、東京都受動喫煙防止条例の全面施行等を受け、受動喫煙対策に関わる実効性のある取組

みの実施が求められていることなどを挙げております。

こちらの施策の方向として、②「地域美化活動の促進」の箇条書きの一つ目では、ごみの少ないきれいなまちを実現するため、美化ボランティアなど地域との協働によるまちの美化の取組みを推進していくこと、③「喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出」では、指定喫煙場所のパーテーション設置などの環境改善や、駅周辺の路上喫煙禁止地区の指定、公衆喫煙所の設置などにより、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境を整備していきますとしております。

また施策の方向①「生活環境の保全」では、区民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気、水質、道路騒音など、化学物質をはじめとする環境状態の監視、測定を継続的に実施することなどについて触れさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、環境共生・環境保全・資源循環の施策について、説明をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○部会長

ありがとうございました。それでは、これから皆様方にご意見をお伺いしたいと思います。先ほどと逆順で申し上げます。

○委員

脱炭素社会の推進というのは、国連が打ち出しているSDGsなどの概念も少し入れられていると理解しておりますが、北区がゼロカーボンを目指した取組みということで、大変これがよい宣言だなと思っています。これから内容が決まっていくと思いますが、取組みを推進、適切な情報推進、さらには自発的な行動につなげていくという内容が盛り込まれていますので、北区ならではの取組みが、もしこれから上がってくるようであれば、言葉を入れると北区らしいのかなと思いました。

というのは、2050年までにゼロカーボンというのは、かなり難しいことではないかなと理解しているわけですし、国と、また専門家とともに施策を練っていく必要もあると思うのですが、これを見ている感じでは現状維持でやっていくような感じにも読めてしまいますので、ぜひ北区ゼロカーボンシティ宣言で少し先に進む内容を盛り込んで、さらにここに落とし込んでいただけたら大変よろしいのではないかと思います。

○委員

6ページ、現状と課題の一番下、「区民・事業者・民間団体等、あらゆる主体同士のパートナーシップ」とありまして、右のほうの施策の方向の①「気候変動に適応し、脱炭素を実現するまちづくり」ということで、現状と課題の一番最後を受けるのであれば、何か官民一体となった社会づくりみたいな文言があってもいいのかなと思いました。

続いて7ページ、右のほうの①「ごみの減量化の推進」ということで、「食品ロスの削減を図りながら必要な方に食品を提供する、フードドライブ等」となっているのですが、フードドライブというと何か家庭で使っていないものをと、何かそんなイメージです。家庭だけでなく、期限切れのものがいっぱいあるであろう企業に参加を仰ぎながら、例えば、フードバンクに寄贈してもらおうという、そちらの協力を求めたような書

き方もあっていいのかなと思いました。

それと8ページ、施策の方向の③「自然とのふれあいを広げる仕組みづくり」ということで、現状と課題の下から二つ目、中高生などの中間層の取り込みが課題になっていますということですが、これは恐らく意識の問題だと思います。これは私の所感ですけど、義務教育のカリキュラムの中に、例えば、こんな教育も取り入れてもいいのかなと感じました。

○委員

まず、6ページのところです。脱炭素の項目で、前から他のところでいろいろと気になっていますが、言葉の使い方として脱炭素と、あとゼロカーボン、この違いが少し雑に扱われているのかなという印象があります。はっきりとした定義も定まっていないというところもあるような気もしますが、注釈もなしにそれぞれ別の言葉として使われているのではないかなという気がしていて、例えば、宣言ではゼロカーボンという言葉を使っていて、文中だと脱炭素という言葉を使っています。意味のあるところだと再生エネルギーを買ったりするところではゼロカーボンという言葉を使っている、要するに排出量を調整しプラマイゼロにするという、そういう考え方として使っているという。だから、よくよく詰めていくと意味が通じるころだったりするのですが、初見の方は注釈を振っておいていただいたほうが、どういうときにゼロカーボンという言葉を使って、どういうときに脱炭素という言葉を使っているのかというのは、ある程度分かりやすくまとめていただいたほうがよろしいのではないかなという気がいたします。専門の方に言わせると恐らく似て非なる言葉だと言われると思いますので、その辺も少し注意深くやっていただきたいなと思います。

あと9ページの②の地域美化のところのごみ屋敷のことについてです。右の2番目のところ、「関連機関と連携した包括的支援体制」と書いてありますが、一つ語句を入れていただきたくて。関連機関というと、行政庁というように理解をしますが、そうではなく、専門士業の方は特にこの分野で知見を持っていらっしゃるの、そういった方々の力を活用するという意味で、専門士業団体という言葉に関連機関の後に入れていただくとか、工夫していただきたいなと思っております。

あと③のところですね、喫煙者と非喫煙者の共存、今の書き方は、無前提に共存という言葉を書かれている印象を持っております。というのも、やはり東京都の条例、受動喫煙防止条例が制定されておりますので、例えば、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することということが、はっきりとその理念の中で明記されていて、そのために喫煙者、非喫煙者がそれぞれ共存できるという、何のためにということをはっきりとここで書き込まれたほうが、より共存の目的というところで、この文章の意義が出てくるのではないかなと思っております。東京都の受動喫煙防止条例の理念のところ、防止をするところの目的について一文を書き足すべきだと思っております。

○委員

私は7ページの施策(2)の「ごみの減量化の推進」のところで、ちょっと提案という形でお話をさせていただきたいと思います。中学校、小学校では、稲作ということで

お米を作ったりしています。ここでどうしても多く料理を作ったりして、食べ残しのごみがほとんどだと思のですが、やっぱりそういうのは食文化を通してやっていかないと、ごみの減量化は図っていけないのかなと思っていますので、北区としても、そういう小さいときから食文化を通したごみ減量を進めていったほうがいいのではないかなという気がしております。

それから、6ページの脱炭素社会の件で、この参考のグラフですが、産業部門のところが平成25年から令和元年度と載っています。だんだん産業は活発化してきているということもあるかも分からないのですが、ちょっとずつ排出ガスの量が減ってきているような動きがこのグラフでは見えるので、何か原因があるのかなと。もし分かれば教えていただければと思っています。

また、施策の方向の①のところで、上から4行目で「緩和策とあわせて」とありますが、この緩和策の中にはどういうものが含まれるのか、もし分かれば教えていただきたいと思っています。それから提言する適応策というのは、この中に何が入るのかというのが分かれば、教えていただければと思うのですが。

もう一つ、7ページの現状と課題で、5番目の「高齢者単身世帯の増加等を背景に、集積所へのごみ出しが困難」という文章があるのですが、ここにもできれば、小学生、中学生でも結構ですが、通学するときに、そういう高齢者の方のうちの前にごみを出しておいていただければ、生徒がそのごみを持って集積所に置いていく、そういうものが北区としても取り入れられれば、そういう高齢者の方も安心できるのではないかなと思うので、もしできれば、そういう形を取ればいいのかと思っています。

あと8ページの公園で、これはまた提案ですけど、どうしても公園というと子どもたちが遊びに行っても何でもかんでも駄目という、そういう時代ですので、なかなか思い切って遊べるような公園がないと思います。できればそこに北区としてアドベンチャー用の公園ができれば、子どもたちも自然と戯れていいのかなと。もしできるのであればアドベンチャー公園みたいなものをつくっていただければ、ありがたいなと思います。

○委員

私からは特に大きく指摘するようなところはございませんが、6ページの「環境に配慮した行動の促進」、上から二つ目の「環境マネジメントシステムの認証取得のための支援を行う」ということで、区としてはどのようなことを指されているのか、ちょっと教えていただきたいと思いました。

それで、次ページの「持続可能な資源循環型社会の推進」ということで、現状と課題の中で、私が特に感じているのは、近年増えてきております、これからも多分増えてくるであろう外国人に関わるごみの問題は、なかなか地域的な、身近な問題としてまだあるものですから、その辺りをこの現状と課題の中で、どのような形で示されていくのか、実際そのようなことがあるので、気になりました。

あと最後になりますけども、美化運動のことについて述べられているところがあります。9ページのところで、区民一人一人の地域美化に関する意識向上が大事だという記述ですけども、これはそのとおりだと思います。今は違う言葉で、地域に対する愛情とか、郷土に対する思いということを大きく含めて、シビックプライドの醸成というよう

な言葉も使っているので、この言葉との関連はどうかのかなと思いました。

○副部長

こちら全体的にバランスよくまとまっていると感じました。ちょっと細かいところになるかもしれないのですが、まず6ページの部分で、右ページの施策の方向の2行目に、「エネルギーの面的利用の推進など」とありますが、エネルギーの面的利用、いろいろなところで記載されるかと思うのですが、やはり都市計画、まちづくりと一体にならないと、なかなかこういったシステムの整備はできませんので、まちづくりと一体になったというのを、加えていただけるといいかなと思いました。

あと、①の一番下の「二酸化炭素の吸収の増加に貢献していきます」というところですが、貢献ではなくて、ほかと同じように何か取り組みますとか、言い切ってもよろしいのかなと思いました。

一番下の③の部分、1行目の「公共施設の省エネルギー化を図ります」で、いろいろなところで公共施設の省エネ化を図る上で、結構縦割りで、所管によってなかなかこの公共施設、一元的なエネルギー管理が難しいという現状がありますので、一元的なエネルギー管理による、といったところも加えていただけると、よりよいかないかなと思いました。

7ページの③の部分、一番下のところですが、確かに現状と課題にありますように災害時の災害廃棄物の対応というのは非常に重要な部分かと思えます。災害廃棄物処理体制とありますので、災害時の話かと読み取れるのですが、もう少し、言葉として災害時にライフラインとしてのなど、災害時の話だと分かるようにしてはいいかなと思いました。

次に8ページ目の②のところ、「民有地の緑化を促進するための啓発や支援を実施します」と記載があり、非常によい取り組みかと思うのですが、左のところ、「民有地の緑化を支援する各種助成制度の申請件数が伸び悩んでいます」とありました。これは質問ですが、なぜ伸び悩んでいるのかという部分で、その伸び悩んでいる部分を解決するような支援策をつくらないと、なかなかこの取り組みは進まないのかなと思います。

③の2行目について、環境教育等の担い手の育成というのは、いろいろなところで言われるのですが、やはりこういったものが成功する鍵として、そういった方々が活躍できる場とか機会があるというのは非常にいい取り組みの表現かなと思っております。ただ、表現としては活躍するというより、活躍できるというほうが適切かなと思いました。

最後、9ページ目の部分で、私も③の「喫煙者と非喫煙者が共存できる」という表現が少し気になりまして、確かに喫煙者の権利というものもあるのですが、やはり大事なのは非喫煙者の方々の健康を、どう保つかという話になりますので、ここの表現はお任せしたいと思うのですが、意味的には、非喫煙者の健康被害を防止する喫煙環境の創出とか、非喫煙者の方々の健康を守るというような、何かそういった意味合いにしたがほうが表現としては適切かなと感じました。

○部長

ありがとうございます。私のほうから何点か。

最初の6ページのところで、説明書きを加えたほうがいいなと思ったのは、先ほどの

脱炭素、あるいはゼロカーボンと同じように、エシカル消費といったような言葉も、どこまで周知されているか、認知されているかというところがあります。少し括弧づけで説明書きを加えておいたほうがいいのではないかと思います。

それから、7ページの現状と課題のところ、これは教えていただきたいことなのですが、「ごみ集積所や資源回収ステーションの維持管理の担い手の確保が難しい」と。これは地域の方々、住民に対する話なのか、あるいは全体のステーション側のことなのか、どうでしょう。持ち回りでやれていないのか、やれているのか、現状が分からないのですが。

それから3点目は、7ページの右側の③の「ごみの適正処理の推進」で、最初の1行目、2行目、「高齢単身世帯の増加など、将来のごみを取り巻く環境の変化に対応～」という記述です。これをそのまま読んでしまうと、高齢者はごみを出す、これは左側にも記述があるのですが、集積所へ持っていけないことで、先ほど児童生徒さんへの協力もあり得るのではないかとというご提案ありましたけども、ここが高齢者イコールごみを出す人みたいな捉え方と、その後のところの経済性に配慮した収集という、文章のつなげ方がどうなのか、少し気になった次第です。

それから、8ページの「自然環境の創出」、右側の②のところ、②のところ。「民有地の緑化の促進のための啓発や支援」、促進は進めること、それから促進する場合も緑の維持管理、花壇レベルでは、まだ問題ないのですが、もう少し樹木とか高木だとか、そういったようなところの、一番大変なのは維持管理ですよね。その部分の費用をどうするかといったことも出てくるのではないかとという感じがします。

それから5点目ですけども、9ページの②のところの二つ目について、『「ごみ屋敷」の居住者の寄り添った福祉的支援』という言葉遣いも、少し気になりました。居住者に寄り添うということと、それからまた別な意味で、福祉なのかどうかといったようなことですね。難しいのは恐らく本人が意識していない、あるいは意識できないといったようなことなのかもしれませんけども、この辺りの文言が少し気になりました。

それから、喫煙者と非喫煙者ですね。その辺りの言葉は先ほど話してきていることと同感です。

今日の段階でご回答いただけるようなところがありましたら、お願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○事務局

様々ご意見いただきまして、ありがとうございます。何点かポイントを絞ってお答えをさせていただければと思います。

まず、ゼロカーボン宣言について、冒頭でご意見をいただいたところで、これからどのような内容で取り組んでいって、北区ならではの、というようなご指摘もいただいたところです。ゼロカーボンシティ宣言について、ホームページでも掲載をさせていただいていまして、ゼロカーボンシティに向けて今、自分たちができることを、といったところで、省エネ家電を使っていくこと、エコ住宅、そういったところに住んでいくことや、リユース、リサイクル、または食材を無駄にしない、エネルギーを大切に使うところ、宣言のほうで区民に対しても啓発をさせていただいているところです。

6 ページの③の「北区役所におけるゼロカーボンをめざした取組み」ということで、「(仮称) 北区役所ゼロカーボン実行計画」を今年度中に作成を予定しております。また、環境基本計画の策定も予定しております。この中で北区らしい、ゼロカーボンに向けての取組みというのは記載されていくと認識をしております。そうした計画と連動しながら、来年度、基本計画の策定を進めていければと考えております。

次に、6 ページの一番左下の産業部門のところについてです。こちらは調べたところ、第一次産業と第二次産業といって農業、漁業、建築業、製造業についてでございます。業務部門というのが北区では多く占めているところで、これがサービス業ですとか不動産とか、通信商業、そういったところ第三次産業と言われているところ、先ほど産業部門が伸びているといったところをいただきましたが、こちらの業務部門のほうが少し大きな割合というのが、北区の現状なのかと認識をしております。

また家庭部門については、やはり住居が北区については多いということで、家庭、住宅内で消費したエネルギー消費についての部門、ここについて北区としてはウェイトを占めていると認識をしております。

その他、6 ページで、環境マネジメントについてもご指摘いただきました。②の箇条書の二つ目の環境マネジメントシステム、これはEMSといったもので、組織を取り巻く人やものに対して、組織が与える環境の影響を明確化、リスク及び機会に対応するためのマネジメントの視点ということで、この認証取得のための支援といったことを北区ではさせていただいているというのが現状です。

6 ページについていただきました①の箇条書三つ目の「貢献していきます」という表現についてですが、これは森林環境譲与税を活用して、木材を活用したハード、公共施設の整備に取り組んでいる関係で、貢献するという言葉を、あえてここで使わせていただいているところでございます。

エシカル消費の話、注釈についてもご指摘いただいたところで、ほかにも数多く、文章表現についてご指摘をいただいたと思っております。

6 ページの「緩和策」と「適応策」についてもご質問いただきました。こちら先ほど、私からも説明をさせていただいたところですが、①の箇条書きの上から二つ目、「緩和策」については、箇条書きの一つ目にある省エネルギー対策、例えば、省エネ機器の導入、エネルギー収支ゼロにするZEHの普及ですとか、そういった家庭内で扱うエネルギーを節約するシステムを導入するとか、省エネルギー対策等について緩和策とさせていただいております。一方で適応策については、これは気候変動によるものということで、自然災害、先ほどの洪水とか土砂災害、熱中症、感染症、ヒートアイランド現象など、そういった環境の変化に対して、どのように適応していくのかというのが、適応策ということで、緩和策と適応策、そういった違いがあるというところ、ご説明をさせていただければと思っております。

次に7 ページについては、現状と課題の上から四つ目のところ、担い手の話でございます。町会や自治会から選出された地域リサイクラーの方々に、資源回収ステーションのビンとか缶を入れるボックスを管理いただいております。そういったところも、やはり人材が不足をしているというところを書かせていただいております。

ほか、7 ページについては、外国人とごみの問題について、ご指摘をいただきました。

先ほどの防災の施策では、「外国人」という表記を一部使わせていただいているところでございますので、この施策の中で、外国人についても触れるべきなのか、検討させていただければと思っております。

災害廃棄物についてもご指摘をいただきましたので、そういったところも検討させていただければと思っております。

次に8ページについてですが、②の「自然環境の創出」の箇条書きの二つ目、民有地の緑化を促進する啓発、支援をするということ、これは屋上緑化や壁面緑化の助成ですとか、北区として支援をさせていただいているところですが、指摘をいただいたのが、現状と課題の上から三つ目ですね。民有地の緑化を支援する各種助成制度について、申請件数が伸び悩んでいるというところについてです。まずこの助成制度自体についての周知というのがなかなか進んでいないというのが非常に大きいのと、この助成制度設計上、うまく活用できない事案もあるというようなどころかと、事務局としては認識しています。

8ページについて、ご指摘いただきましたのは、現状と課題の下から二つ目でございます。中高生などの中間層の取り込みが課題となっているということで、北区の事業として環境リーダー育成講座というものがあるものの、引き続き、取り込めていない層に対する施策を検討していかなければいけないと考えています。

次に、多くの方から指摘をいただきました9ページの③の共存についてです。どちらかというところ吸う方向け、喫煙指定場所の環境改善、煙が外に出ないようなパーティションの整備といったところは北区として実施をさせていただいているのですが、受動喫煙、健康被害など、もう少し非喫煙者サイドの視点というのが必要ではないかといったご指摘をいただいたと思っております。検討をさせていただければと思います。

また、地域美化の②について、シビックプライドとどういう関係があるかというご指摘をいただいたところです。シビックプライドについては愛着、誇りを持つだけではなく、北区をよりよくしていこうという、自然とそういった行動ができるといったところになってきますので、美化ボランティアについて、そういったシビックプライドの醸成とつながるような部分であるのかと認識しております。

○部会長

どうもありがとうございました。今の回答、ご意見について、いかがでしょうか。

○事務局

8ページのところで、今ございました施策の方向②の中の、民有地の緑化を促進するための啓発と支援というところで、伸び悩みの原因というのは、はっきりしたところは分からないというのが正直なところではございますけれども、例えば、屋上緑化を行う上では屋根が平らな建物での施工ということになると思いますが、その後の、設置した後の維持管理、そういうものも考えた上であまり申請がないのか、それとも一定の敷地面積、300平方メートルを超える敷地については区の条例で緑化計画を立てて、緑化していただいているのですが、地上部で緑化面積を確保できており、助成を受けてまで屋上緑化を行うといった動機づけに至らないのかなというのが一つ考えられます。

もう一つは、創エネというようなことで屋上等への太陽光パネルの設置について、助成制度もありますが、その中でも何件か助成申請が見られますので、そういうようなところも一つ原因なのかなと、私のほうでは考えているところです。

○部会長

ありがとうございます。どうぞ。

○事務局

いろいろご提言いただきまして、ありがとうございます。高齢者のごみ出しについてご質問されたのと、施策として子どもたちの協力というなお話がありました。説明になりますけれども、今65歳以上で一人暮らしの方、または障害者のみで構成されている世帯の方で、指定の場所までごみ出すことが困難で、また身近な人などの協力が得られない方につきましては、ご自宅の前まで取りに行く訪問収集、さらに後期高齢者、75歳以上の方、一人住まいで安否確認を伴う収集が必要という方には、ふれあい収集を清掃事務所で行っているところです。そういったことで、高齢者がごみを出さないということではなく、取りに行く方法、かなり丁寧な形になっているところがございます。いただいたご提案、確かに地域としてはそのような形で進めるということは必要なことかもしれませんが、まさに今ですけれども、ごみを触ること自体、感染症等のリスクがありますので、知らない人のごみを触るということについては、ちょっと懸念されるというところがございます。清掃の職員は、みんなゴム手袋をしながらですが、お子さんたちは登校ということになりますと、どうしても素手という形になってしまいます。その辺も含めまして、何らかのそういった地域の協力を得る方法、今後も検討してまいりたいと思います。

○部会長

ありがとうございます。皆様方からございますか。

7ページの高齢者の増加の問題と将来のごみの部分、この表現の仕方がやはり気になるのですが。高齢単身世帯の増加がイコールごみにつながっていくような表現に読めてしまうのですが、読み込み過ぎでしょうか。

○事務局

ご覧いただいて、そのように感じられる方がいらっしゃるということは、ほかにもいらっしゃる可能性が高いところもありますので、文章表現についてはまた精査をさせていただければなと思っております。

○部会長

二つの大きな枠組みの議題についてはいかがでしょうか。何かございますか。関係職員の方もよろしいでしょうか。

(なし)

○部会長

それでは、今日の議題になります、盛り込むべき施策のあり方についてということで意見交換をさせていただきました。たくさんのご意見がありました。また事務局のほうで精査をしていただければと思います。

それでは、その他の議題に移っていただきます。

○事務局

では、その他について簡単に説明をさせていただきます。

本日、防災・防犯、環境共生・環境保全・資源循環、二つの分野について、様々ご意見をいただきました。ありがとうございます。ほかにもまた別途、ご意見をといったところ、もし後日思いつかれたところがありましたら、期限までにいただければと思います。よろしくお願いいたします。

皆さんからいただきましたご意見を参考に、基本構想答申案とともに12月にご議論をいただきます基本計画の施策のあり方をまた修正をさせていただきます。

次回については全体会ということで、12月23日の18時30分から開催をさせていただきますが、その第6回の審議会、全体会では、創出部会だけでなく躍動部会、輝き部会でご議論をいただきました基本計画の施策のあり方についてもお示しをさせていただきたいと思っております。来年の1月の答申に向けて、12月の審議会が皆さんからご意見を直接伺う最後の機会となります。他の部会の分野も含めて、大変お手数おかけしますが会議前に資料、ご確認をいただきまして、当日ご発言をいただければと考えております。よろしくお願いいたします。

○部会長

皆さん、よろしいでしょうか。

○委員

実はですね、ワンルームマンションに住んでいる若い人たちの件ですが、地域の安全安心を守っていくために、各地域そうだと思うのですが、高齢化が進んで、どうしても若い人がなくて、町会運営ができないということで、できればそういうワンルームマンションに住んでいる若い人たちに町会に加入していただいて、地域の活性化を図っていきたいと思っております。なかなか入っていただけないということと、2年おきに、契約のたびに人が変わってってしまうということがあるので、そういうワンルームマンションに住んでいる若い人たちを北区として、これからどういうふうに町会に加入していただく、その点をもうちょっと具体的に進めていただければ地域としてありがたいなと思っております。

○部会長

いかがでしょうか。

○事務局

ご意見、ありがとうございます。以前も同様のご指摘をいただきました。ワンルームといったところだけに区切ったものではないのですが、若者ですとか外国人の方ですとか、そういった方たちが町会への加入がなかなか難しいというご指摘をいただいているところです。

この基本計画の施策のあり方についてもコミュニティ活動の支援といったところで地域振興分野で、来週の月曜日、このテーマについて部会で議論をさせていただきます。町会、自治会への加入の促進、担い手づくりの支援といったところの施策の方向を説明させていただくところですが、区から町会の加入を促進というのは、今やらせていただいているのは未加入世帯の訪問時の挨拶状のサンプルをお渡ししたり、町会、自治会のご案内のリーフレットを転入時に皆さんにお渡しをさせていただいているということで支援はさせていただいているところです。なかなかそれだけでは加入者は増えてこないというところで、地域振興分野のところに書かせてはいただいています。やはりこのICT時代、町会自治会連合会の会長の皆さん、地域振興室にタブレットも配付させていただいて、区からの情報発信だけではなく、各町会からの情報発信、町会自治会さんへ、そういったICTの支援をさせていただいているというところが区の現状かと認識しています。

強制加入というのはなかなか厳しいものと思っております。たしか町会加入率が62%ぐらい、5年前は67%ぐらいだったので、少しずつ減ってきてはいるというところです。ただ、近隣の自治体の町会加入率を見ると、50%といった区も多くあり、近隣区から比べると北区はかなり町会加入率については高い数字をキープしていると事務局としては認識をしているところです。町会自治会からも、そういったご要望もいただいているところですし、基本計画の中で、どのように施策のあり方に落とし込めていけるのかというような検討はさせていただければと考えています。

○部会長

ありがとうございます。今日のテーマですと、防災のときの避難みたいなものも含めて、どのように関わっていただくかという。すぐに町内会の加入というのは恐らくどの区でもとても難しいかと思えますけども。やはり出てきてもらうという、顔を出してもらうということ、まず、そういった町内会の活動の魅力、そちら側からの取組みが必要なかもしれません。ありがとうございます。

それでは、皆様、よろしいでしょうか。

(なし)

○部会長

これで今日の会議を終了させていただきたいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。